

ふくろうの杜地域包括支援センター

## 重要事項説明書

社会福祉法人 敬心福祉会



## 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント 重要事項説明書

### 1. 当法人の概要

#### (1) 運営法人

事業主体（法人名）	社会福祉法人 敬心福祉会
設立年月日	平成8年2月15日
代表者	理事長 小林 光俊
法人所在地	〒157-0064 東京都世田谷区給田 5-9-5
電話番号	03-3307-1165
FAX 番号	03-3307-1140

#### (2) 法人の定款に定めて行っている事業と事業所

名称・法人種別	社会福祉法人 敬心福祉会
定款に定めた事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第1種社会福祉事業</li> <li>2. 第2種社会福祉事業</li> <li>3. 公益事業</li> </ol>
施設・拠点等	<ol style="list-style-type: none"> <li>01. 介護老人福祉施設 「千歳敬心苑」「池袋敬心苑」（含短期入所施設）</li> <li>02. 通所介護事業所 「デイホーム千歳」「デイホーム南池袋」</li> <li>03. 訪問介護事業所 「給田ヘルパーステーション」</li> <li>04. 居宅介護支援事業所 「給田介護保険サービス」 「ふくろうの杜介護保険サービス」</li> <li>05. 地域包括支援センター 「烏山あんしんすこやかセンター」 「ふくろうの杜地域包括支援センター」</li> <li>06. 障害者支援施設 「雑司谷」（短期入所施設含む）</li> <li>07. 地域活動支援センター 「雑司谷デイサポートセンター」</li> <li>08. 就労継続支援B型、生活介護 特定相談支援、一般相談支援 「浦安市障がい者福祉センター きらりあ」</li> <li>09. 船橋市認可保育所 「敬心ゆめ保育園」</li> <li>10. 地域生活支援事業、通所自立支援事業 「江東区障害者福祉センター」</li> </ol>

## 2. ふくろうの杜地域包括支援センターについて

地域包括支援センターとは、介護や介護予防、権利擁護などの相談に応じ、高齢者の方やその家族を支援する身近な総合相談窓口です。

### (1) 事業所の概要

事業所名	ふくろうの杜地域包括支援センター (ふくろうの杜地域包括支援センター指定介護予防支援事業所)
事業所番号	東京都指定 第 1301600050 号
事業所の所在地	豊島区南池袋 3-7-8
代表者	施設長 (法人包括担当者) 齋藤 隆弘
センター長	大井川 朋子
電話番号	03-5958-1208
FAX 番号	03-5958-1195
開設時間	月曜日～金曜日 午前 8:30～午後 6:30 土曜日 午前 8:30～午後 4:30
休業日	日曜日、祝日、年末年始 (12月29日～1月3日)
事業実施担当地区	南池袋 1～4 丁目、雑司が谷 1～3 丁目、高田 1～3 丁目、目白 1～2 丁目

### (2) 事業所の職員体制

職 種	配置人数	職務内容
センター長	1 名	事業所職員と業務の管理
職 員	4 名以上	介護予防支援等の提供

### (3) 事業の目的

要支援状態等にあるご利用者に対し適正な介護予防支援等を提供致します。

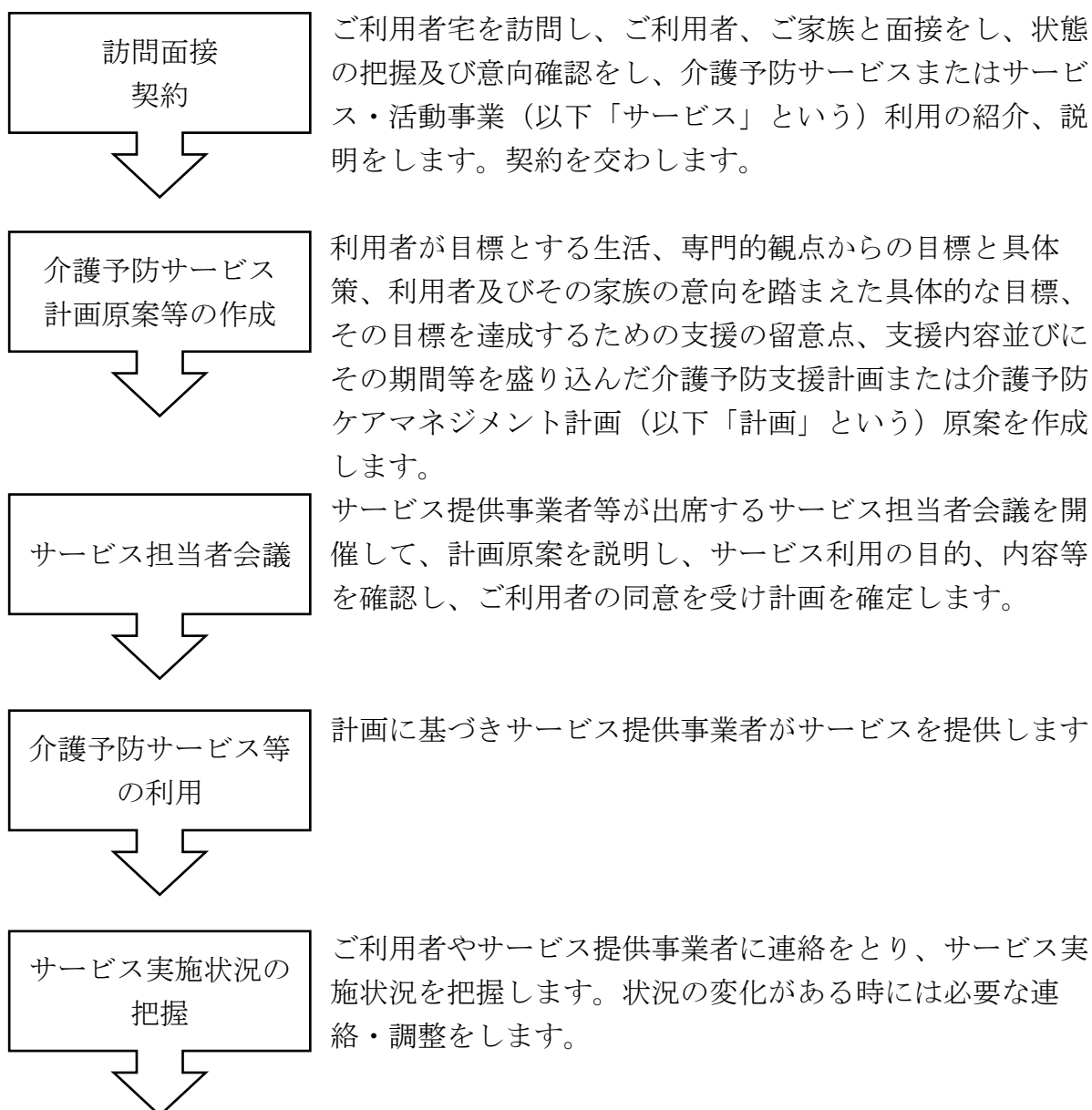
### (4) 事業所の運営方針

- ① 事業所職員は、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい自立した日常生活を継続できるよう支援します。
- ② 介護予防支援等の提供に当たっては、ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、ご利用者の選択に基づき、ご利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。

- ③ 介護予防支援等の提供に当たっては、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って、ご利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者、もしくは、地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- ④ 介護予防支援等の提供にあたっては、区、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます。

### 3. 介護予防支援の内容について

#### 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントA



評価  
介護予防サービス計  
画等の見直し

計画で設定された目標が達成されたかどうか定期的に評価を行い、必要に応じて計画の見直しをします。

- ※ 上記業務の契約以外を居宅介護支援事業所に委託する場合があります。
- ※ 担当職員の交代を希望する場合は、いつでもご相談ください。  
人事異動など事業所の都合により、担当職員が交代する場合があります。

#### 4. 介護予防支援等の提供にあたって

- (1) 担当職員は、ご利用者やそのご家族に対して、介護予防サービス計画等に位置付ける介護予防サービス事業所等について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること、当該事業所を介護予防サービス計画等に位置付けた理由を求めることが可能であることの説明を行います。
- (2) 入院時における医療機関との連携促進のため、介護予防支援等の提供の開始にあたっては、入院の際には担当職員の氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼します。利用者より依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ計画作成の支援に努めます。
- (3) ご利用者が医療系サービスの利用を希望されている場合等は、ご利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされていますが、この意見を求めた主治の医師等に対して、介護予防サービス計画等を交付します。訪問介護事業所等から伝達されたご利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に担当職員が把握したご利用者の状態等について必要と認めるものを、ご利用者の同意を得て、担当職員から主治の医師や歯科医師、薬剤師等に情報伝達を行います。

#### 5. ご利用料金

(介護予防支援等料金)

介護予防サービスの提供開始以降1ヶ月あたりの介護予防支援等の料金は、下記のとおりです。

##### 【基本利用料】

指定介護予防支援費	5,038円
または介護予防ケアマネジメント費（ケアマネジメントA）	（1ヶ月）

## 【加 算】

初回加算	3,420 円 (1 ヶ月)
最初の利用月だけ加算されます。	
委託連携加算	3,420 円 (1 ヶ月)
介護予防支援等を指定居宅介護支援事業所に委託する際に、利用者に関わる必要な情報を指定居宅介護支援事業所に提供し、介護予防支援等の計画の作成に協力した場合、委託を開始した最初の利用月だけ加算されます。	

法定代理受領により事業者の介護予防支援等に対し支援費等が支払われる場合、ご利用者の自己負担はありません。

### (滞納等による支払方法)

なお介護保険適用の場合であっても、保険料の滞納等により、介護予防支援費等の法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、介護予防支援等料金にしたがって、ご利用者は事業者に対して当該月分の料金を一旦お支払いいただきます。この場合の請求方法は月ごとの精算としますので、所定の用紙により請求書を発行した日から 20 日以内に、法人指定金融機関またはふくろうの杜地域包括支援センターにおいてお支払いください。

その時は、事業者はご利用者に対して指定介護予防支援提供証明書を発行致します。ご利用者は、滞納等による保険料を納付したうえで、事業者から発行された指定介護予防支援提供証明書を区市町村の担当窓口へ提出すると、差額の払戻しを受けることができます。

## 6. サービスの終了について

### (1) ご利用者の都合でサービスを終了する場合

書面でお申し出くだされば、いつでも解約しサービスの提供を終了させていただきます。

### (2) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します。

- ①ご利用者の要介護認定区分が要介護と認定された場合  
(通所 B・訪問 B のみ利用継続の方を除く)
- ②ご利用者が事業対象者(基本チェックリスト該当者)でなくなった場合
- ③ご利用者の要介護認定区分が非該当になった場合
- ④ご利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ⑤ご利用者がお亡くなりになった場合
- ⑥ご利用者が小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合
- ⑦ご利用者が事業担当地区外に転居した場合

### (3) その他

ご利用者やご家族などが、事業者や担当職員などに対し契約を継続しがたいほどの背信行為またはハラスメント行為を行った場合、文書でお知らせすることにより、直ちに介護予防支援等の提供を終了させていただく場合があります。

## 7. 個人情報の保護について

当事業所および担当職員は、介護予防支援等を提供するにあたって知り得たご利用者のご家族の個人情報を了解なしに他人に漏らすことは致しません。ただし、介護予防支援計画等に沿って適正かつ円滑にサービスが提供されるためには、サービス担当者会議や介護予防サービス提供事業者等との連絡調整に個人情報の提供が必要となります。そのために、事前に書面で同意をいただき、必要最小限の個人情報を使用させていただくこととなりますので、あらかじめご承知おきください。テレビ電話装置等の活用にあたっては、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守し、サービス担当者会議等において活用する場合は参加するご利用者又はそのご家族の同意を得ます。

## 8. 業務継続計画の策定

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する指定介護予防支援等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）の策定をします。事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

## 9. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業者は当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回開催し、その結果について、担当職員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所は感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所は担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

## 10. 虐待の防止

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備し、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (3) 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を設置します。

## 11. 事故発生時の対応

ご利用者に対する介護予防支援等の提供により事故が発生した場合には速やかにご利用者のご家族および区の関係窓口に連絡、報告を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 12. 勤務体制の確保

事業所は、法人就業規則等に基づき、適切にハラスメント対策を講じます。

## 13. サービスについての相談・苦情受付窓口

ご利用者からのサービスに関する相談、苦情を解決するために苦情解決委員会を設置するとともに、客観、公平な苦情解決を行うために第三者委員を設置しております。

事業所の窓口	ふくろうの杜地域包括支援センター
苦情受付担当者	大井川 朋子
電話番号	03-5958-1208
受付時間	月曜日～金曜日 午前8:30～午後6:30 土曜日 午前8:30～午後4:30
第三者委員	第三者委員に相談希望の場合は、苦情受付担当者までお申し出ください

### 当事業所以外での相談、苦情受付窓口

豊島区の窓口	担 当 豊島区介護保険課・高齢者福祉課 電話番号 03 (3981) 1111 (代表) 受付時間 平日 午前8:30～午後5:15
東京都の窓口	担 当 東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 電話番号 03 (6238) 0177 受付時間 平日 午前9:00～午後5:00

私は、介護予防支援等の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

説明日 令和 年 月 日

説明者

事業者名 社会福祉法人 敬心福祉会 ふくろうの杜地域包括支援センター  
住 所 〒171-0022 東京都豊島区南池袋3丁目7番地8号

代表者氏名 法人包括担当者 齋藤 隆 弘 ⑩

説明者氏名 ⑩

私は、契約書および本書面により、事業者から介護予防支援等について、重要事項の説明を受けました。

ご利用者

住 所
氏 名 ⑩

(代筆： )

代理人 (または身元引受人)

住 所
氏 名 ⑩

(ご利用者との続柄： )

